

避難元市町村による「届出避難場所証明書」発行の開始に伴う運転免許関係手続について

「東日本大震災における原子力発電所の事故における災害の影響により避難している住民の避難場所に関する証明について」が平成24年12月19日に総務省から各自治体に通知され、これにより、避難元市町村は、東日本大震災における原子力発電所の事故における災害の影響により避難している住民の請求により、届出避難場所証明書を交付することができるようになりました。これに伴う運転免許関係手続については、避難先でも下記の手続ができることとなります。

1 届出避難場所証明書の交付を行う指定市町村(平成25年4月1日現在)

- 平成25年2月1日～ いわき市 双葉町 葛尾村
- 平成25年2月12日～ 川俣町
- 平成25年2月15日～ 田村市 南相馬市 広野町 飯舘村
- 平成25年3月1日～ 大熊町 浪江町
- 平成25年4月1日～ 楡葉町 富岡町 川内村

2 住民票（本籍記載）と届出避難場所証明書で申請できる免許手続

- 免許試験の申請（新規・更新忘れ）

3 届出避難場所証明書で申請できる免許手続

- 記載事項の変更（住所の変更）

注 意

申請した免許証の住所は

「届出避難場所証明書」の避難先の住所となります。

※ ご不明な点は、福島免許センターまたは郡山免許センターへお問い合わせください。

☆ 福島運転免許センター TEL (代) 024-591-4372

☆ 郡山運転免許センター TEL (代) 024-961-2100